

(平成22年11月17日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認群馬地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は申立期間の賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年12月15日は30万円、19年7月13日は21万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月15日
② 平成19年7月13日

申立期間の標準賞与額については、事務処理誤りであることを事業所が認め、既にA社の事業主から厚生年金保険被保険者賞与支払届が年金事務所に提出されているが、厚生年金保険法第75条に該当することにより年金額の計算の基礎とはされていない。申立期間について年金額に反映させてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額について、同社は被保険者賞与支払届を平成22年6月2日付けで年金事務所に提出し、これに基づき年金事務所において申立期間の標準賞与額が、申立期間①は30万円、申立期間②は21万3,000円と記録されている。ただし、当該記録は、政府の保険料を徴収する権利が時効により消滅していることから、厚生年金保険法第75条本文の規定により年金額の計算の基礎とはされていない。

このことについて、申立人は、当委員会に対し申立期間の年金記録の確認を求めているものであるが、当該事業所から提出された賃金台帳によると、申立人は、申立期間に賞与の支払いを受け、申立期間①は 30 万円、申立期間②は 21 万 3,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を過少な金額を記載して社会保険事務所（当時）に対し提出したことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料について、納入告知を行っておらず（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）、事業主は、当該厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は申立期間の賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年12月15日は24万4,000円、19年7月13日は17万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月15日
② 平成19年7月13日

申立期間の標準賞与額については、事務処理誤りであることを事業所が認め、既にA社の事業主から厚生年金保険被保険者賞与支払届が年金事務所に提出されているが、厚生年金保険法第75条に該当することにより年金額の計算の基礎とはされていない。申立期間について年金額に反映させてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額について、同社は被保険者賞与支払届を平成22年6月2日付けで年金事務所に提出し、これに基づき年金事務所において申立期間の標準賞与額が、申立期間①は24万4,000円、申立期間②は17万3,000円と記録されている。ただし、当該記録は、政府の保険料を徴収する権利が時効により消滅していることから、厚生年金保険法第75条本文の規定により年金額の計算の基礎とはされていない。

このことについて、申立人は、当委員会に対し申立期間の年金記録の確認を求めているものであるが、当該事業所から提出された賃金台帳によると、申立人は、申立期間に賞与の支払いを受け、申立期間①は 24 万 4,000 円、申立期間②は 17 万 3,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を過少な金額を記載して社会保険事務所（当時）に対し提出したことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料について、納入告知を行っておらず（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）、事業主は、当該厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 6 月から 62 年 7 月 1 日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に運転手として勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間についてA社に勤務していたと申述しているところ、同社は「アルバイトや臨時雇用社員であっても、また、短期間で退職した社員であっても、勤務した社員全員の氏名を社員名簿に記録しているが、その社員名簿に申立人の氏名は見当たらない。さらに、昭和 45 年以降において勤務歴のある社員全員の履歴書を保管しているが、申立人の履歴書は無い。」としている上、同社の社会保険事務を受託している労務管理事務所は「申立人に係る社会保険の資格得喪届を社会保険事務所（当時）に提出した記録は無い。」と回答しており、また申立期間当時の同僚からも具体的な証言を得られないことから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年から25年9月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に昭和23年ごろから勤務していたのは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間についてA社に勤務していたと申述しているところ、同社は既に閉鎖しており、事業主は死亡している上、同社の5人の発起人にも連絡が取れず、他の同僚証言も得られないことから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和24年5月1日であり、同日に被保険者資格を取得した前述の発起人と思われる5人以外の被保険者の資格取得日は25年9月1日以降となっており、申立人の資格取得日も同日と記録されている。

さらに、申立期間当時の同僚のうち、昭和25年9月1日から27年8月31日までの期間において、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚の一人は「昭和25年9月1日に申立人と一緒にA社に入社した。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年4月11日から20年5月1日まで
② 昭和20年5月1日から同年9月1日まで

昭和40年ごろ、申立期間については脱退手当金が支給済みである旨の通知が届き、そのときに、初めて脱退手当金が支給されていることを知った。脱退手当金について受給した記憶は無いので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における厚生年金保険被保険者期間に係る短期脱退手当金が支給されたことについて、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、当時の申立人の厚生年金保険被保険者記録に基づき、脱退手当金を計算したことが記録されており、その支給額に計算上の誤りは無いなど、事務処理に不自然さはない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 24 年 4 月 20 日から同年 8 月 1 日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い。当時、B県にある同社本社において研修した後、同社C支店に配属になったものであり、空白の期間は絶対に無いと思う。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間においてA社の同族会社であるD社（現在は、両社が合併してE社）に勤務していたことは、同僚の証言から確認できる。

しかしながら、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている健康保険記号番号が1番から12番までの同僚の被保険者資格取得日がいずれも昭和24年8月1日となっていることが確認できる。

このことから、オンライン記録上では当該事業所の新規適用年月日は確認できないものの、同事業所は、昭和24年8月1日に厚生年金保険の適用事業所となったことが推認でき、申立期間は適用事業所ではなかったことがうかがえる。

また、前述の被保険者名簿により、申立人の氏名が確認でき、被保険者資格取得日が昭和24年8月1日となっており、前述の同僚の被保険者資格取得日と一致していることが確認できる。

さらに、当該事業所は「当時の資料が無く、当時のことを知る社員もない。」としており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

一方、申立人は、勤務先をA社C支店であると申述しており、継続して同社の仕事に従事していたと申述しているものの、オンライン記録上からは同社同支店名での厚生年金保険の適用事業所は見当たらず、同僚等から

も具体的な証言が得られないことから、申立人の勤務実態について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。